


みどり市(群馬県)

(2006年7月28日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月27日	合併の方式：新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：51,266人(高齢化率 ⁽²⁾ 17.5%)	面積 ⁽³⁾ ：208.23k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：46人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：292人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.61	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：92.3%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：18,678,874千円		
うち、地方税5,112,395千円、地方交付税3,149,679千円		
合併特例債発行予定額10,000百万円／同限度額18,710百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業5.9%、第二次産業42.4%、第三次産業51.7%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：合併時の数。(6)(7)：2004年度「市町村別決算状況調」を基に算出。
 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧笠懸町	25,799人	13.4%	18.61k m ²	18人	158人	0.65	87.4%
旧大間々町	22,192人	20.1%	48.05k m ²	16人	118人	0.59	88.6%
旧東村	3,275人	31.8%	141.57k m ²	12人	54人	0.23	91.3%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、①合併の大きな流れ、⑤財政状況></p> <p>地方分権の推進による自治能力の向上、本格的な少子高齢化社会の到来及び市町村の区域を越えた行政需要の増大等への対応と、合併による財政基盤の強化・効率的な行政運営を目指す。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>合併により地域が拡大し、身近な行政サービスが受けられないなどの住民不安を取り除くため、協議会だより・広報・ホームページ等を通じ、合併に関する情報提供に努めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>首長は、協議会の正副会長として合併推進の先導者として、協議会運営・住民説明会等での職責を果たした。議会・議員も同様、合併推進での調整役として責務を果たした。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
該当なし。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
合併協議の経緯としては、広域圏内（1市3町3村）の合併調整。次に、広域圏同士（2市6町3村）による中核市・特例市を目指した合併協議。そして周辺自治体（3町・2町3村）との合併協議等を経て、最終的には2町1村による合併が実現した。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
2002年3月、広域圏内唯一の市である桐生市より桐生広域圏合併の提案がされ、以後、周辺自治体間において合併論議が本格化した。																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2004年2月10日～2004年2月22日）																			
構成メンバー	首長、助役各1名（助役不在町村は収入役）、議員各3名、住民各4名 計27名																		
運営上の工夫	設置期間が短く、即座に法定協議会設置へ移行したため、任意協議会としての運営は設立総会に止まってしまったことから、実質的な運営は行われていない。																		
(6) 法定協議会（設置期間：2004年2月23日～2006年3月26日）																			
住民発議等	有（直接請求）（民間事業経営者及び主旨に賛同した町議会議員による）																		
構成メンバー	首長、助役各1名（助役不在町村は収入役）、議員各3名、住民各4名、顧問2名：地区選出県議会議員、参与1名：桐生行政事務所長 計30名																		
運営上の工夫	円滑な運営を目的に、協議会組織の幹事会による提案決定事項を中心に、非公式組織として、首長・正副幹事長・議長・副議長・合併特別委員会委員長による調整会議を開催した。 また、協議方法として、当日提案・次回協議・決定により各委員の事前検討期間を設けるとともに、決定方法は、出席委員2/3以上かつ2/3以上の賛成による慎重審議に努めた。更に、協議会の公開と協議会終了直後、協議会だより・広報・ホームページによる情報提供に努めた。																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>第2回協議会で①～④の提案。第3回協議会で⑤の提案と、基本5項目の早期決定を目指した。特に、④については、地理的条件との合理性において課題があり、首長・議会関係者との事前調整に相当な時間を費やし、関係町村の合意形成を行った。しかし、協議においては課題解消策（組織機構の対応）の理解対策に苦慮した。</p>																			
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>04年3月</td> <td>04年3月</td> <td>04年3月</td> <td>04年3月</td> <td>04年4月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>04年4月</td> <td>05年1月</td> <td>04年12月</td> <td>04年7月</td> <td>04年6月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	04年3月	04年3月	04年3月	04年3月	04年4月	合意：	04年4月	05年1月	04年12月	04年7月	04年6月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	04年3月	04年3月	04年3月	04年3月	04年4月														
合意：	04年4月	05年1月	04年12月	04年7月	04年6月														

<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>新事務所の位置は、人口規模の大きい笠懸町（地理的には最南の位置）とすることが暗黙の了解とする雰囲気は議会関係者の中にあり、強い要望でもあったため合併協議当初から首長間の調整と意思確認を行い、第2回協議会で提案したが継続協議となり、以後、各町村の関係者の調整に努めた。解決策は、住民サービスの低下を招かないため、独自の組織機構の構築（総合サービス型分庁方式）の理解を得て決定に至った。</p>	<p>④位置</p>
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>合併論議が活発化した当初から、人口の規模に関係なく、それぞれの地域の特性を生かしつつ、伝統・文化等を重んじることへの拘りが強かったと同時に、絶対的な核となる町村が存在しなかった。</p> <p>また、2町1村が3郡にまたがるという地域性と県内で48年ぶりの新市誕生という新たな自治体構築という意識があり、これらを受け、首長間での合意形成による。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>紆余曲折の合併により、枠組み論議に時間と労力を費やしたため、実質的な事務事業等のすり合わせ期間が必要であるとともに、合併により広域圏が分断し、同一圏内に飛び地合併が生じるなど、従来の広域圏事業への影響も懸念されたため、調整期間を考慮した。</p>	<p>2006年3月27日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：一般公募により、幅広く住民の声や意見を募り、新市名称候補選定小委員会にて原案を作成し協議会で決定した。</p> <p>選定理由：2町1村の地域・自然環境の象徴として、緑があふれる市でいてもらいたい。また、一般公募において多数の応募があった。</p>	<p>公募 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>新市建設計画に新庁舎建設計画を位置づけるものの、付帯条件として、財政状況を考慮することとしてあり、当面、旧笠懸町役場庁舎を新事務所と定めた。</p> <p>決定理由としては、人口規模・主要道路・国県等の関係機関との連絡が図りやすいなどが加味された。工夫等については、上記<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>回答と同様、調整作業に労を要した。</p> <p>（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）</p> <p>新市の庁舎とした。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>（新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）</p> <p>正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年</p> <p>理由 国からの財政措置を基本に、合併後、概ね10ヶ年とした。</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>旧地域間バランスを保つ中で、新市として必要施策等の実効性の高い計画の策定に重点を置いた。</p>	

< 関係市町村間での調整が難航した項目 >

新市の地形が南北に細長く、特に、施策の計画・実施においては住民の利便性等を考慮する必要がある。特に、主要事業として福祉施設及び体育施設の建設要望がある中で、適地の選定に苦慮している状況にある。

< 新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫 >

計画策定作業にあたっては、以下の組織対応と手法を用いることによって、多角的な視点での策定に心がけた。

組織：事務的な調整組織としての新市建設計画策定部会

調査・審議を行い原案作成にあたる新市建設計画策定小委員会

手法：・首長ヒアリング ・各町村企画課ヒアリング ・職員によるワークショップ
・住民アンケート調査 ・新市建設計画概要版発行 ・パブリックコメントの実施

< 新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容 >

当初、関係町村の基本構想・総合計画の集約作業（分野別・類似整理）を行い、それぞれの地域計画を認識し、適宜、新市としての必要施策として位置づけられたものを盛り込んでいる。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	18,256	16,988	15,539	15,442
地方税	5,482(30.0)	5,609(33.0)	5,578(35.9)	5,502(35.6)
地方交付税	3,330(18.2)	3,490(20.5)	3,189(20.5)	3,182(20.6)
歳出合計	17,092	16,988	15,539	15,442
人件費	3,381(19.8)	3,349(19.7)	3,155(20.3)	2,993(19.4)
(参考:一般職員数)	(330人)	(325人)	(305人)	(285人)
公債費	1,543(9.0)	1,465(8.6)	1,698(10.9)	1,836(11.9)
普通建設事業費	2,961(17.3)	2,507(14.8)	2,276(14.6)	2,019(13.1)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全17号。配布方法：行政区による全戸配布）
- ・住民説明会の開催（延べ12回開催、延べ667人参加）
- ・HPの開設（2004年2月開設、月2回定期更新、アクセス数不明）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

（名称）：桐生市、勢多郡新里村及び同郡黒保根村を対象市町村とする合併協議会設置協議についての住民投票

（時期）：2004年10月11日

（対象者）：旧大間々町の住民

（方法）：投票方式・アンケート方式（郵送・訪問）

(12) 都道府県からの支援

財政支援：合併協議会支援補助金 4,700千円

人的支援：合併協議会事務局へ1名（係長）の派遣。

(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	25,515 千円
委託内容	新市建設計画策定支援業務 8,925 千円 例規調査策定委託業務 1,575 千円 事務事業一元化委託業務 4,095 千円 市章選定委託業務 609 千円 合併準備支援委託業務 5,250 千円 ぐらしの便利帳作成業務 1,596 千円 ホームページ作成委託業務 3,465 千円

5. 合併の内容

(1) 議員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 1 年 1 ヶ月)) ・ 無	
その理由	合併町村の議会の議員定数が著しく少なくなり、合併と同時に原則どおりの定数により難しく、激変緩和措置として在任特例を適用した。また、この特例適用により地域審議会等の設置はしなかった。	
(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2007 年 3 月 26 日まで特例措置を適用) ・ 無	
その理由	合併町村の地域性や地理的条件が異なり、農業振興策においても地域の特性等の配慮と激変緩和措置として特例を適用した。新市において、2 町 1 村の農業委員会の選挙による委員については、合併後 1 年間引き続き在任するものとする。ただし、特例適用後の定数は 20 人とする。	
(3) 三役		
旧笠懸町	町長は退職、助役、収入役は不在。	
旧大間々町	町長は市長職務執行者後退職、助役、収入役は退職。	
旧東村	村長は退職、助役、収入役は不在。	
(4) 一般職		
定員管理	＜定数の削減＞定員管理計画策定予定。 ＜新規採用の抑制＞抑制を前提として検討中。	
給与の調整	＜給料表の統一＞2006 年 9 月末を目途に調整中。 ＜給与の再調整・再計算＞2006 年 9 月末を目途に調整中。	
役職の調整	新規に職位を定め、人事異動により対応した。結果、降格者も発生した。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
その理由	議員の在任特例適用により、当面、新市の行政運営への障害はないものとの判断並びに新たな報酬等、行政改革の観点も踏まえ設置しなかった。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税 法人税割税率	笠懸地区 14.7% (制限税率) 大間々地区 14.7% (制限税率) 東地区 12.3% (標準税率)	2009 年 4 月 1 日から、14.7% に統一。

都市計画税	笠懸地区 ー 大間々地区 賦課 東地区 ー	2006年3月27日から廃止。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は組合等に委託していたため調整は行っていない 下水道は従来から同一金額のため調整不要）		
上水道料金	委託先：渡良瀬水道企業団 合併後 みどり市水道局	
下水道料金	該当なし。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	住宅使用料・社会体育施設・社会教育施設使用料は、築後経過年数や 町村時代の決定の経過等を考慮し、新市に移行後も当分の間現行どおり とし、段階的に調整する。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
賦課徴収方法	笠懸地区 保険税方式 大間々地区 保険税方式 東地区 保険税方式	保険税方式
所得割	笠懸地区 8.2% 大間々地区 6.6% 東地区 6.5%	2009年4月1日から8.2%に 統一。
資産割	笠懸地区 40.0% 大間々地区 42.0% 東地区 50.0%	2009年4月1日から40.0%に 統一。
均等割	笠懸地区 24,000円 大間々地区 20,000円 東地区 18,000円	2009年4月1日から24,000 円に統一。
平等割	笠懸地区 21,000円 大間々地区 22,000円 東地区 21,600円	2009年4月1日から24,000 円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の 月額基準保険料	笠懸地区 2,987円 大間々地区 2,950円 東地区 2,500円	2009年度より統一する。保険 料については、2008年度に改正 する。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	法定協議会に電算システム部会、合併準備室に電算統合班・ワーキン ググループを設置し、新規システムを構築した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、そ の内容と理由	旧笠懸町・旧大間々町・旧東村の意見を尊重し、新市名称の後に旧町 村名を残し、字名から大字を削除した。 笠懸町大字鹿 → みどり市笠懸町鹿 大間々町大字大間々 → みどり市大間々町大間々 東村大字花輪 → みどり市東町花輪	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：6,400 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定にとりかかる予定（2006 年度）
総合計画	今後策定にとりかかる予定（2007 年度）
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>合併により、従来それぞれ実施していた事業を一つにすることにより、行政運営の効率化が図れ、職員や議員等の特別職の人員費・報酬等の削減による財政改革が期待できる。また、これらの効果や財源により新たな事業展開ができる。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>重点的な公共投資により、地域の中核となる質の高い施設整備等が可能となるとともに、周辺自治体との連携強化を図り、広域的な道路網整備等の施策展開が重要となる。</p>	
<p><⑥地域のイメージアップ></p> <p>合併とともに、市制施行したことにより自治体の規模・行政能力の向上を図り、県内外への存在感を高め、地域のイメージアップや知名度の向上につながる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する></p> <p>旧町村間において行政サービスに差異があり、それぞれの利点を生かしつつ、調整作業を行い、一定水準のサービス確保に努めた。</p>	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる></p> <p>旧町村間で実施してきた地域振興イベントや文化・伝統の継承については、新市に引き継ぐとともに、各庁舎に担当部署の配置に配慮した。</p>	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>独自の総合サービス型分庁方式の採用により、各部門が旧 3 町村庁舎に機能分散し配置したため、通常の市民生活に密接な、窓口・福祉・教育関係業務等は、従来どおりのサービス提供に努めた。</p>	
(5) 残された課題	
<p>法人市民税・国民健康保険税・介護保険料などで不均一課税・保険料を実施しているため、早期の一元化が重要となる。また、都市計画税を廃止し、新市として都市計画を見直す際に改めて検討することになっているため、その対応が急務となっている。</p> <p>行政機構としては、住民サービス確保を主眼とした組織の構築を行ったものの、行政改革の観点からの課題も残されている。</p>	